

食品安全情報（化学物質） No. 9/ 2015 (2015. 04. 28)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FDA】 警告文書—アンフェタミン類似化合物関連

米国食品医薬品局（FDA）は、ベータメチルフェニルエチルアミン（BMPEA）などのアンフェタミン類似体関連を含むいくつかのダイエタリーサプリメントの販売業者に対し警告文書を送付した。

*ポイント： これらの警告文書には、ハーバード大学医学部の准教授で Cambridge Health Alliance の内科医である Pieter Cohen 医師らが、複数のダイエタリーサプリメント類からアンフェタミン類似化合物を検出して健康上の危険があると発表した上で、FDA はダイエタリーサプリメント類にそれらが含まれていることを 2 年前に報告していたのにも係わらず何も対応していなかったと指摘したために国際的なニュースとなっていることが関係しています。メーカー側は、BMPEA は植物 *Acacia rigidula* 由来の天然物質であり規制上の問題は無いと主張しています。今回は、製品の成分表に BMPEA が記載されていたダイエタリーサプリメントのみを対象にしているようで、インターネット上のニュースでは、今回の FDA の対応では不十分であると指摘しているものもあります。

【BfR】 ビターアプリコットカーネルは成人には 1 日 2 個が限度—子供は摂取を完全に控えるべきである

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR）は、アミグダリンを含むビターアプリコットカーネルの摂取について、消費者が一日に 2 個以上摂取しないこと、あるいは全く摂取しないようにすることを勧告している。さらに、直接消費用のビターアプリコットカーネルの包装には健康リスクの可能性についての警告を表示して、推奨最大一日摂取量を明記すべきであり、大量のビターアプリコットカーネルの摂取から子供たちを保護するために、小さなパックでのみ販売すべきであるとしている。

*ポイント： BfR は 2007 年に出した意見を更新し、ビターアプリコットの摂取はリスクが高いとして改めて注意を呼びかけています。

【EU】 食品や飼料への GMO 使用の決定について加盟国の自由度が大きくなる

欧州委員会は遺伝子組換え生物（GMO）を食品や飼料として認可する際の意志決定プロセスのレビューの結果を発表した。このレビューは EU が飼料用や食用に認可した GMO の「使用」について、人々の見解を反映し各国の権限をより拡大するために変更が必要であることを確認した。このレビューの結果、欧州委員会は EU の認可した GMO の自国内での使用の制限や禁止について加盟国により大きな自由を与えるよう規制を改定することを提案する。

*ポイント： EU の GM 作物規制が、議会及び理事会指令(EU) 2015/412 のもと、加盟国が認可された GM 作物の自国内での栽培について禁止や制限できるよう改定されました。今回のレビューで得られた提案は、各国に与えられた権利を補完するような内容になっており、今後欧州議会及び理事会に送付される予定です。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関 IARC：出版物の案内

[【EC】](#)

1. 2015年3月25日ブリュッセルでの内分泌攪乱物質同定基準の影響評価に関する円卓会議の要約
2. 会議「内分泌攪乱物質：同定のための基準と関連影響」
3. 塩化セチルピリジニウムについての意見にコメント募集
4. 食品や飼料への GMO 使用の決定について加盟国の自由度が大きくなる
5. 欧州委員会は食用/飼料用として 17 の GMO と 2 つの GM カーネーションを認可
6. 食品獣医局（FVO）査察報告：ブラジル
7. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 食品中の化学物質のデータ：一般向け年次概要
2. EFSA の分野を横断するガイダンス文書のレビュー、改訂、作成に関するガイダンス
3. 飼料中のニッケルの存在に関する動物と公衆衛生と環境へのリスクについての科学的意見
4. ポンソー4R(E124)の詳細暴露評価
5. 食品と接触する物質関連
6. 香料グループ評価

[【FSA】](#)

1. 違法色素 Sudan IV を含むラベルのないガーナ産パーム油が Kemtoy Miyan Cash & Carry で販売されていた
2. アレルギー警告

[【HSE】](#)

1. PRiF：最新モニタリング結果

[【BfR】](#)

1. ビターアプリコットカーネルは成人には 1 日 2 個が限度—子供は摂取を完全に控えるべき
2. ナノテクノロジーに関する第一回合同シンポジウムのプレゼンテーション概要
3. 実験動物の保護について、さらに研究が必要

[【ANSES】](#)

1. 消費者製品からの化学放出物の安全性閾値に関する EU 作業専用ホームページ
2. スパイス中のピーナッツ/アーモンドアレルゲン

[【FDA】](#)

1. 警告文書—アンフェタミン類似化合物関連
2. 警告文書—その他
3. 公示：Extreme Diamond 3000 には表示されていない医薬品成分が含まれる

[【USDA】](#)

1. B & R Meat Processing 社は規制値を超える亜硝酸濃度のため製品をリコール
2. USDA は米国のオーガニック生産者が過去最高になったことを発表

[【CFIA】](#)

1. Harper 政権は食品安全ラボの効率を改善する

[【TGA】](#)

1. Capsig NSW – 補完医薬品 – リバイバル, 25 March 2015 での TGA のプレゼンテーション
2. 安全性警告

[【香港政府ニュース】](#)

1. 粉ミルクの供給は十分

2. レーズンのバッチ回収

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 説明資料（連合ニュースなどの「白首烏製品 65%に偽物の白首烏成分」記事に関連して
3. 食品医薬品安全庁、ごま油の真偽判別法を開発！
4. 韓国紅参、朝鮮人参の国際農薬基準の設定
5. ベンゾピレンが基準を超過して検出された「エゴマ油」の回収措置
6. 都心河川、道路沿いなどの汚染の懸念地域にある野生の春ナムルの摂取に注意
7. ベンゾフェノンとパーフルオロ化合物暴露量は安全なレベル
8. 食品異物申告、継続的な減少傾向

【HSA】

1. HSA は人々に対し、強力な化合物を含む 5 つの違法性機能増強用製品がオンラインで販売されていたことを警告

【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (ProMED-mail) 原因不明の病気ーナイジェリア: (ON) 致死、失明
- ・ (EurekAlert) ダイエタリーサプリメントはがんリスクを増やすことが示された
- ・ (EurekAlert) サツマイモは天然に「遺伝子組換え」されている
- ・ (EurekAlert) BPA の新生児へのリスクはこれまで信じられていたより小さいかもしれない

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関 IARC : 出版物の案内

14/04/2015

- 肺、胸膜、胸腺、心臓の腫瘍の WHO 分類。第 4 版

WHO Classification of Tumours of the Lung, Pleura, Thymus and Heart. Fourth edition

<http://apps.who.int/bookorders/anglais/detart1.jsp?codlan=1&codcol=70&codcch=4007>

- 5 大陸のがん罹患率

Cancer Incidence in Five Continents. Vol X

<http://apps.who.int/bookorders/anglais/detart1.jsp?codlan=1&codcol=73&codcch=164>

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 2015年3月25日ブリュッセルでの内分泌攪乱物質同定基準の影響評価に関する円卓会議の要約

Summary report of round table on the impact assessment on criteria to identify endocrine disruptors, Brussels, 25 March 2015, 10:00-12:00

Brussels, 20 April 2015

http://ec.europa.eu/health/endocrine_disruptors/docs/20150420_minutes_roundtable_stakeholders_final.pdf

2015年3月25日、ECが内分泌攪乱物質同定基準の影響評価に関する円卓会議を開催し、業界や学会、市民団体等が参加した。会議の目的は、プロセスについての説明と誤解されていることを明確にすること。円卓会議は3回行われる予定で、透明性確保のため議事概要は公開される。

2. 会議「内分泌攪乱物質：同定のための基準と関連影響」

Conference "Endocrine disruptors: criteria for identification and related impacts"

Brussels, 01 June 2015

http://ec.europa.eu/health/endocrine_disruptors/events/ev_20150416_en.htm

2015年6月1日の会議の予告。事前登録は5月19日まで。

3. 塩化セチルピリジニウムについての意見にコメント募集

SCCS - Opinion open for comments on Cetylpyridinium chloride - Submission II (P97)

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consumer_safety/docs/sccs_o_171.pdf

5月29日まで意見を募集する。

化粧品の一つに保存料として指定の濃度以下で使用された場合には安全上の懸念とはならないが、経口用製品（マウスウォッシュなど）からの最悪シナリオでの総暴露は消費者の懸念となる。さらに家禽製品の微生物汚染除去のために塩化セチルピリジニウム溶液が使われることがあり、家禽と化粧品由来の総量で消費者の懸念となる場合がある。

4. 食品や飼料への GMO 使用の決定について加盟国の自由度が大きくなる

More freedom for Member States to decide on the GMOs use for food & feed

Brussels, 22 April 2015

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-4777_en.htm

本日、欧州委員会は遺伝子組換え生物（GMO）を食品や飼料として認可する際の意志決定

プロセスのレビューの結果を発表した。このレビューは EU が飼料用や食用に認可した GMO の使用について、人々の見解を反映し各国の権限をより拡大するために変更が必要であることを確認した。このレビューの結果、欧州委員会は EU の認可した GMO の自国内での使用の制限や禁止について加盟国により大きな自由を与えるよう規制を改定することを提案する。

*ファクトシート：Q & A

Fact Sheet: Questions and Answers on EU's policies on GMOs

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-15-4778_en.htm

Review of the decision-making process on GMOs in the EU: Questions and Answers

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-15-4779_en.htm

5. 欧州委員会は食用/飼料用として 17 の GMO と 2 つの GM カーネーションを認可

Commission authorises 17 GMOs for food/feed uses and 2 GM carnations

Brussels, 24 April 2015

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-4843_en.htm

欧州委員会は、本日、10 の遺伝子組換え生物 (GMO) の食用/飼料用としての新規認可と 7 の認可更新、2 つの GM 切り花 (食品でも飼料でもない) の輸入認可を採択した。この認可に栽培は含まれない。

新規：MON 87460 トウモロコシ, MON 87705 大豆, MON 87708 大豆, MON 87769 大豆, 305423 大豆, BPS-CV127-9 大豆, MON 88302, 菜種, T304-40 綿, MON 88913 綿, LLCotton25xGHB614 綿

更新：T25 トウモロコシ, NK603 トウモロコシ, GT73 菜種, MON 531 x MON 1445 綿, MON 15985 綿; MON 531 綿および MON 1445 綿

切り花：IFD-25958-3 および IFD-26407-2 カーネーション

6. 食品獣医局 (FVO) 査察報告

ブラジル—農薬

BR Brazil – Pesticides

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7342

2014年10月22～31日にブラジルで実施した EU 輸出用のリンゴとパパイヤの残留農薬管理の評価に関する査察。農薬の認可にはよく機能したシステムがある。ただし、現行システムは売買記録のみを検査することに焦点をあてて小売店や使用者を管理しており、使用記録が保管されていないため、認可農薬のみが認可条件通りに使用されているということを保証できず、違反が増えている。残留物の分析は前回の 2009 年査察から著しく改善されているが、十分な保証を提供できていない、など。

7. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2015年第16週～第17週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

イタリア産チルドイガイのイエソトキシシン(YTX) (5.30 mg/kg ; 5.625 mg/kg)、中国産有機クロレラの多環芳香族炭化水素(ベンゾ(a)ピレン: 902.5; PAH 合計: 3189 µg/kg)、ドイツ経由イラン産ピスタチオのアフラトキシシン(B1 = 51.3 µg/kg)、ポルトガル経由ラトビア産食品サプリメントの未承認物質シルデナフィルチオノ類似物（ジチオデスメチルカルボデナフィル、デスメチルカルボデナフィル、カルボデナフィル）、ドイツ産食品サプリメントの水銀(0.14 mg/kg)、オランダ経由インド産食品サプリメントの水銀(1.37 mg/kg)、ギリシャ経由トルコ産ざる付き濾し器からの一級芳香族アミンの溶出(アニリン: 0.07; 0.01; 0.02 mg/kg)、ベトナム産冷凍メカジキフィレの水銀(2.4 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

イタリア産レタスのラムダ-シハロトリン(0.81 mg/kg)、ヨルダン産ピスタチオ穀粒のアフラトキシシン(B1 = 29.9; Tot. = 39.9 µg/kg)、アイルランド産の生ムラサキイガイの下痢性貝毒(DSP)-オカダ酸(230.1 µg/kg)、エクアドル産缶入りマグロのヒスタミン(1648 mg/kg)、ポーランド経由ハンガリー産生鮮ベビースピナッチの硝酸塩高含有(6630 mg/kg)、ハンガリー産パプリカの未承認物質クロルフェナピル(0.03; 0.047; 0.062 mg/kg)、ハンガリー産食品サプリメントの不正表示、インド産食品サプリメントの鉛高含有(43.8 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

タイ産乾燥ヒコイワシの未承認照射、ラトビア経由米国産食品サプリメントの未承認物質亜鉛アミノ酸キレート(3 mg/品目)・セレンアミノ酸キレート(0.025 mg/品目)・銅アミノ酸キレート(0.025 mg/品目)・マンガンアミノ酸キレート(0.5 mg/品目)・クロムジニコチネートグリシン酸塩(20 mg/品目)及びナイアシンアミド(10 mg/品目)、ポルトガル産ケーキ用赤い砂糖衣細工の着色料ポンソー4R/コチニールレッドA(E124)高含有(3332 mg/kg)及び着色料アマランス(E123)の未承認使用(14.9 mg/kg)、ギリシャ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2550 mg/kg)、スペイン産冷凍マグロの不正表示(誤った冷凍日付)、イタリア産魚用飼料に反芻動物 DNA の存在、スウェーデン経由米国産燻製香料の未承認成分(燻製香料が認可されていない製品)、スイス原料イタリア産乾燥有機カボチャの種のナフタレン(7.73 mg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

イラン産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 76.2; Tot. = 83.4 µg/kg)、イラン産冷凍ヤリイカのカドミウム(1.30 mg/kg)、中国産殻むきピーナッツのアフラトキシン(B1 = 72.4; Tot. = 77.2 µg/kg)、中国産台所用品からの一級芳香族アミンの溶出(0.0616 mg/kg)、中国原料セルビア産緑茶のアセタミプリド(0.5 mg/kg)、アルゼンチン産冷凍アンチョビのヒスタミン(734.9 mg/kg)、中国産冷凍アメリカオオアカイカのカドミウム(1.6 mg/kg)、ナイジェリア産乾燥豆の未承認物質トリクロロホン(0.097 mg/kg)及びジクロロボス(0.26 mg/kg)、中国産オイル入りガーリックのガラス瓶の蓋からのフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DOTP)の溶出 (410 mg/kg)、マダガスカル産豆のマラチオン(0.16 mg/kg)、トルコ産ペッパーの未承認物質モノクロトホス(0.038 mg/kg)、ドミニカ共和国産トウガラシの未承認物質フルピラジフロン(0.031 mg/kg)、香港産緑茶のアセタミプリド(0.08 mg/kg)、エジプト産塩漬け豚腸の禁止物質ニトロフラン(代謝物質)フラルタドン(AMOZ) (2 µg/kg)、食品と接触する材料としての使用にふさわしくない中国産金柀、中国産未承認遺伝子組換え (CRY1Ab/Ac; T-nos) 米粉及びビーフン、ブラジル産コンビーフのアルベンダゾール(245 µg/kg)、トルコ産レモンのビフェニル(3.33 mg/kg)、ベトナム産ドラゴンフルーツの未承認物質ペルメトリン(0.13 mg/kg)、インド産バスマティ米のトリアゾホス(0.04 mg/kg)、中国産エアウェーブオーブンの焼き網からのニッケルの溶出(0.2; 0.3 mg/kg)、インド産米の未承認物質カルベンダジム(0.24 mg/kg)、ベトナム産鉄製ナイフからのクロム(>0.1 mg/l)・ニッケル(>0.1 mg/l)・マンガン(>0.1 mg/l)の溶出、ジョージア産フルーツジュースの甘味料アセスルファム K(E950) 未承認、中国産ステンレススチール魔法瓶からのマンガンの溶出(0.4 mg/kg)及び高濃度の総溶出量(34 mg/kg)、中国産プラスチックパレットからの未確認物質の溶出(158 mg/dm²)、トルコ産パプリカのマラチオン(0.109 mg/kg)、エジプト産塩水入り黒オリーブのクロルピリホス-エチル(0.26 mg/kg)、トルコ産ザクロの実のイマザリル(0.140 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2384 mg/kg ; 2569 mg/kg)、トルコ産ピスタチオ穀粒のアフラトキシン(B1 = 90; Tot. = 100))、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 食品中の化学物質のデータ : 一般向け年次概要

Data on chemicals in food: an annual overview for the general public

14 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150414.htm>

時々食品や飲料に痕跡程度の化学物質が検出される : 野菜・果実の農薬、肉や他の動物

由来製品の動物用医薬品、各種食品の環境汚染物質。定期的な管理は食の安全規則や基準を守っていることを保証し、潜在的なリスクから消費者を保護する助けとなる。だが、食品中のこれらの物質濃度はどの程度で、既存の公的基準値を超えているのだろうか？

EFSA の新しい報告書は、毎年の EU 全域の食品中の化学物質濃度の監視結果からのバランスのとれた見解を専門家ではない人達に伝えることを目的としている。この報告書では、食品中に検出された化学物質がメディアに報告される際に時として欠けている内容を提供している。たとえば、欧州中から集めたデータの EFSA の分析によると、公的基準値の超過はどちらかといえば例外だと示されている。

欧州委員会の健康と食品安全の長官を務める Ladislav Miko 氏は次のように述べた：「この新しい報告書は、欧州の人々がさらに利用しやすく理解しやすい方法で食品に関する複雑な科学的データを説明することを目的とした。私はこの、食品に何が入っているかを心配する人にとって重要な問題についての新しい報告方法を大変歓迎しており、将来は EFSA からこの種の食品情報をもっと知ることができるよう期待している。」

欧州規模の化学物質データ収集に関する協力

EFSA の執行役員である Bernhard Url 氏は述べた：「欧州連合全域で植物・動物・食品・飲料中の化学物質についてのデータを収集、監視、分析するために地方、国家、欧州レベルで努力している。EFSA はこれらの活動の多くで情報の中心として活動しており、科学的評価のためにより多くのより良いデータが入手できるよう、それらを調整しハーモナイズしている。

これらのデータは、食品安全や公衆衛生に責任がある各国政府や欧州当局の意思決定に科学的根拠を提供している。また、既存の管理の影響を検証し、新しい安全評価や管理措置が必要であるかを知った上で、将来の研究費やデータ収集活動に関する優先順位付けを行うのにも役立っている。

委員会は、食品中の残留農薬、動物及び動物由来食品中の残留動物用医薬品に関して、毎年行っている重要な作業にスナップショットを含めることを EFSA に求めた。さらに、食品中の化学汚染物質についての最近の特別報告結果も含むべきである；その結果、この報告書の第一号でも、食品及び飲料水中のヒ素やアルコール飲料中のカルバミン酸エチルに関する最新データ収集作業を要約している。

Url 氏は付け加えた：「この報告書は 2014-2015 年の化学物質に関する EFSA のデータ作業のいくつかの概要が含まれており、特に一般の人々へ EFSA の役割を強調する最初の報告である。我々は、食の安全性問題に興味のある EU 市民が、これは役に立ち実態を示すものであると理解してくれるよう期待している。」

・食品中の化学物質 2015：データ収集報告の概要

<http://www.efsa.europa.eu/en/corporate/pub/chemfood15.htm>

背景

・EFSAのような科学的リスク評価者は、可能であれば安全な摂取量を設定することにより、食品中の化学物質の潜在的な有害影響から守ることを支援している。この科学的助言は、食品の化学物質の使用を規制したり、フードチェーンの化学物質の存在を制限しようと努めている意思決定者に情報を提供する。EFSAの作業は、継続中の欧州全域の地方、国家、欧州機関のデータ収集努力なしではありえなかった。

・食品中の化学物質に関するデータ収集と報告活動はもちろん、フードチェーンの細菌、かび、酵素、ウイルスのような潜在的な生物学的汚染物質に関する定期的な報告も EFSA は製作している。

2. EFSA の分野を横断するガイダンス文書のレビュー、改訂、作成に関するガイダンス Guidance on the review, revision and development of EFSA's cross-cutting guidance documents

EFSA Journal 2015; 13(4):4080[11 pp.]. 16 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4080.htm>

透明性と調和を増すため、EFSA は分野を横断するガイダンス文書が EFSA 全体でどのように利用され、見直され、最新のものであり続けるかに関する助言を科学委員会に求めた。委員会は EFSA の分野を横断する 23 の共通評価の枠組みを設定する文書を調査し、2 つの準拠区分を確認した。無条件に従うよう要請したものと、推奨するアプローチを選ぶ場合には従うよう要請する条件付きのもの、である。各ガイダンスが対象者を明確にし、従う義務のレベルについて説明することを委員会は推奨する。分野を横断するガイダンス文書は最新の科学的妥当性審査を三年ごとに受けるべきである。科学委員会は定期的なレビューとそれ以降の改訂の原則は EFSA の活動分野に特有の分野別ガイダンス文書を含み、EFSA のパネルとユニットが作った全てのガイダンス文書にも拡大するべきだと結論した。

3. 飼料中のニッケルの存在に関する動物と公衆衛生と環境へのリスクについての科学的意見

Scientific Opinion on the risks to animal and public health and the environment related to the presence of nickel in feed

EFSA Journal 2015;13(4):4074[76 pp.]. 20 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4074.htm>

飼料中には天然と人工源からニッケルが含まれることがある。さらに製造の際の触媒として利用されるので、ある種の飼料原料は金属ニッケルを含む。飼料由来のニッケルの有害影響は、牛、豚、ウサギ、アヒル、魚、イヌ、ニワトリ、馬、羊、ヤギ、ネコには起こりそうもない。平均的な集団の動物由来食品のみによるニッケルの現在の慢性暴露量では、若い集団、特に「幼児」に懸念の可能性がある。高い暴露集団（95 パーセントイル）では「その他の子供」の年齢層にも懸念が広がった。食事からの急性暴露では、ニッケルに感受性の高い人は動物由来食品を摂取することで湿疹様の皮膚反応を起こすリスクもある。

そのため動物由来食品からのニッケルの食事暴露への寄与は、特に高暴露年齢層では過小評価すべきではない。動物用飼料に存在することによる肥料から環境への放出は、農耕用土壌に堆積するニッケルや環境への主な寄与要因ではない。

4. ポンソー4R(E124)の詳細暴露評価

Refined exposure assessment for Ponceau 4R (E 124)

EFSA Journal 2015;13(4):4073 [34 pp.]. 21 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4073.htm>

EFSA は、ポンソー4R(E124)について、食品への使用に関する追加情報を考慮した詳細暴露評価を行った。2009年にEFSAのANSパネルは食品添加物として使用されるポンソー4R(E124)の再評価に関する科学的意見を採択した。この科学的意見でパネルは、使用最大量で、成人におけるポンソー4Rの推定摂取量の高パーセンタイル(97.5th)、1~10才の子供での平均及び高パーセンタイル(95th/97.5th)は、詳細摂取推定量でも、概ね許容一日摂取量(ADI)を超えると結論した。その結果、EC規則No 1333/2008付属書類IIのポンソー4R(E124)の使用条件が改訂され、2013年6月1日から適用された。ポンソー4R(E124)の最大許容量(Maximum Permitted Levels : MPLs)の多くは取り下げ(n=24)、あるいは食品により1/1.2~1/200に引き下げられた(n=29)。

これに従い、EFSAは企業からの新しい使用データと加盟国から提出された分析データを用いて、EFSAの包括的欧州食品摂取データベースの食品摂取データと合わせて検討し、この食品着色料の改訂暴露評価を行った。企業からの使用データはポンソー4R(E124)が食品添加物として認可された31食品区分の3分の1について提供され、加盟国からは18食品区分についてデータが提供された。MPLsとこれらの新データを用いると、どの暴露推定も全ての年齢集団で一日当たり0.7 mg/kg bwのADIを超えなかった。

5. 食品と接触する物質関連

- 使用後のPETを食品と接触する物質“Coveris”と“Envaplaster”にリサイクルするために使用されるEREMA Basicテクノロジーに基づくプロセスの安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the following processes based on EREMA Basic technology used to recycle post-consumer PET into food contact materials 'Coveris' and 'Envaplaster'

EFSA Journal 2015;13(4):4065[15 pp.]. 13 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4065.htm>

リサイクルペレットで製造した熱成形トレーと容器が、水の包装に使用しない場合、使用後のリサイクルPETがEnvaplaster工程では最大90%まで、Coverisでは最大100%まで使用される場合には、このプロセスから得られるリサイクルPETは安全上の懸念とはならない。

- 食品と接触する物質に使用する酸化亜鉛、ナノ粒子、 [3-(メタクリロキシ)プロピル] トリメトキシシランでコーティングなし及びコーティングした物質の安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance zinc oxide, nanoparticles, uncoated and coated with [3-(methacryloxy)propyl] trimethoxysilane, for use in food contact materials

EFSA Journal 2015;13(4):4063[9 pp.]. 13 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4063.htm>

酸化亜鉛、ナノ粒子、 [3-(メタクリロキシ)プロピル]トリメトキシシランでコーティングなし及びコーティングした物質はナノ形態では溶出しないので、安全性評価は可溶性イオン亜鉛の溶出に絞られる。目的通りに使用した亜鉛イオンの入手可能な溶出データは現在の特定期限(SML)に従っているが、他の食事由来の暴露と組み合わせると一日一人当たり 25 mg の上限を超えてしまう。コーティング形酸化亜鉛の使用には、[3-(メタクリロキシ)プロピル]トリメトキシシランの溶出は 0.05 mg/kg の既存 SML 内であるべきである。

- 使用後の PET を食品と接触する物質へリサイクルするために使用される “PET-M” プロセスの安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety assessment of the process ‘PET-M’ used to recycle post-consumer PET into food contact materials

EFSA Journal 2015;13(4):4064[17 pp.]. 13 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4064.htm>

PET-M プロセスから得られるリサイクルペットは、ボトルの製造に最大 60%まで、また水包装に使用しない熱成形トレーと容器の製造に最大 90%まで使用しても安全性の懸念とはならない。

6. 香料グループ評価

- 香料グループ評価 25 改訂 3(FGE.25Rev3):化学グループ 31 の脂肪族炭化水素

Scientific opinion on Flavouring Group Evaluation 25, Revision 3 (FGE.25Rev3): Aliphatic hydrocarbons from chemical group 31

EFSA Journal 2015;13(4):4069 [115 pp.]. 13 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4069.htm>

14 物質を評価した。14 物質全て、MSDI (Maximised Survey-derived Daily Intakes) アプローチに基づいて推定した日常摂取量では安全性の懸念は生じない。

香料グループ評価 21 改訂 5(FGE.21Rev5) : 化学グループ 29 と 30 のチアゾール、チオフェン、チアゾリン、チエニル誘導体

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 21, Revision 5 (FGE.21Rev5):
Thiazoles, thiophenes, thiazoline and thienyl derivatives from chemical groups 29 and
30

EFSA Journal 2015;13(4):4066[105 pp.]. 13 April 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4066.htm>

41 物質を評価した。2 物質については追加毒性データが必要。残り 39 物質については
MSDI アプローチに基づいて推定した日常摂取量では安全性の懸念は生じない。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 違法色素 Sudan IV を含むラベルのないガーナ産パーム油が **Kemtoy Miyan Cash & Carry** で販売されていた

Unlabelled Ghanaian palm oil containing illegal dye Sudan IV sold at Kemtoy Miyan
Cash & Carry

22 April 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13892/unlabelled-ghanaian-palm-oil-containing-illegal-dye-sudan-iv-sold-at-kemtoy-miyan-cash-carry>

ロンドンの Kemtoy Miyan Cash & Carry で遺伝毒性発がん性がある Sudan IV を含む
ラベルのないガーナ産パーム油が販売されていた。この製品は摂取すべきではない。当局
が調査したものの、販売先やトレーサビリティの記録が入手できなかった。業者が、購入・
販売の記録を全く残していなかった。製品の写真は本ウェブサイトの pdf ファイル参照。

2. アレルギー警告

● **Netto** 社は **Aruna** スイートパプリカをリコール

Netto Ltd recalls Aruna Sweet Paprika

22 April 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13893/netto-sweet-paprika>

アーモンドタンパク質陽性だったため、Netto 社は Aruna スイートパプリカをリコール
している。

● **TRS** は **Shan** ブランドの **Fruit Chaat** 調味料をリコール

TRS recalls Shan brand Fruit Chaat Seasoning

22 April 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13896/shan-brand-fruit-chaat-seasoning-recalled>

表示されていない大豆と二酸化硫黄を含むため、TRS は Shan ブランドの Fruit Chaat 調味料をリコールしている。

-
- 英国健康安全局 (HSE : Health and Safety Executive)

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. PRiF : 最新モニタリング結果

Latest Rolling Results

Latest published 20 April 2015

<http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/Latest+results+and+reports/latest-rolling-results>

2015年3月にサンプリングした、鞆付き豆、ブドウ、ミルク、オクラ、ジャガイモの残留農薬を検査した結果、健康への影響が予測されるような残留は検出されなかった。

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. ビターアプリコットカーネルは成人には1日2個が限度—子供は摂取を完全に控えるべき

Two bitter apricot kernels per day are the limit for adults - children should refrain from consuming apricot kernels altogether

7 April 2015

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/two-bitter-apricot-kernels-per-day-are-the-limit-for-adults-children-should-refrain-from-consuming-apricot-kernels-altogether.pdf>

ビターアプリコットカーネルはだいたい前から、特にインターネットを通じて直接販売されることがますます増えている。一部の例では、アプリコットカーネルはがん予防になると宣伝されている。だが、そのようなベネフィットの科学的証拠は全くない。実際、ビターアプリコットカーネルは大量に摂取すると致死的な重度の中毒になり得る。ビターアプリコットカーネルの毒性は食品成分アミグダリンによる。アミグダリンから消化中にシアン化物が放出される。ヒトの体は代謝過程で少量のシアン化物を分解できる。成人ではビターアプリコットカーネル大2個は急性中毒の観点から安全だとみなされている。それゆえ BfR は、消費者が一日に2個以上ビターアプリコットカーネルを摂取しないこと、あるいはアプリコットカーネルを全く摂取しないことを薦める。BfR の意見では、直接消費用

のビターアプリコットカーネルの包装には健康リスクの可能性についての警告を表示し、推奨最大一日摂取量を明記すべきである。大量のビターアプリコットカーネルの摂取から子供たちを保護するために、小さなパックでのみ販売すべきである。

* BfR リスクプロファイル (3~5 段階のどのランクに該当するかを図示している)

- ✓ 影響を受けるグループ : 成人、子ども
- ✓ 多量摂取により健康障害を受ける可能性: 5 段階のうち最大(明白である: Certain)
- ✓ 暴露した場合の健康障害の重篤度 : 4 段階のうち最大 (重篤: Severe)
- ✓ 利用可能なデータの妥当性 : 必要なデータはある
- ✓ リスクのコントロール可能性 : 予防措置によりコントロール可能

* ドイツ語本文

<http://www.bfr.bund.de/cm/343/zwei-bittere-aprikosenkerne-pro-tag-sind-fuer-erwachsene-das-limit-kinder-sollten-darauf-verzichten.pdf>

2. ナノテクノロジーに関する第一回合同シンポジウムのプレゼンテーション概要

- 2015 年 3 月 5 日開催分

Overview of the presentations at the 1st Joint Symposium on Nanotechnology on 5 March 2015

http://www.bfr.bund.de/en/overview_of_the_presentations_at_the_1st_joint_symposium_on_nanotechnology_on_5_march_2015-193865.html

定義や分析法などに関するプレゼン資料公開。

- 2015 年 3 月 6 日開催分

Overview of the presentations at the 1st Joint Symposium on Nanotechnology on 6 March 2015

http://www.bfr.bund.de/en/overview_of_the_presentations_at_the_1st_joint_symposium_on_nanotechnology_on_6_march_2015-193872.html

毒性や一般受容などに関するプレゼン資料公開。

3. 実験動物の保護について、さらに研究が必要

More research on the protection of test animals needed

24.04.2015

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2015/10/more_research_on_the_protection_of_test_animals_needed-193975.html

—世界実験動物デーによせて、3R 原則をさらに推進—

EU では毎年約 1,200 万匹の動物が科学実験に使用されていてドイツだけで約 300 万である。動物保護法改定で科学目的の動物もより保護される。新法の目的の一つが、3R 原則の導入である。3R とは、代替法の使用により動物試験を避ける (Replacement)、実験動物の数を最小限にする (Reduction)、実験動物の痛み、苦しみ、苦痛、継続的な危害を排除

するか最小限にする方法を用いる (Refinement)、というものである。BfR の代替法評価センター (ZEBET) はさらに機能を強化する。

● フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. 消費者製品からの化学放出物の安全性閾値に関する EU 作業専用ホームページ

A website dedicated to EU work on safety threshold values for chemical emissions from consumer goods

01/04/2015

<https://www.anses.fr/en/content/website-european-studies-safety-threshold-values-chemical-emissions-consumer-goods>

建築資材、家具、装飾製品は時には有害な化学物質を出す可能性があるため室内汚染源になることがある。フランスを含む欧州数ヶ国は、これらの消費者製品の一部の揮発性有機化合物 (VOCs) 排出を制限するために手順書と最小影響濃度 (LCIs) を作成した。LCI 値の目的は、消費者製品から出される化学物質の長期暴露による健康影響の発現を防ぐことである。他の欧州組織や関係者と協力し、ANSES はこれらの手順書と LCIs を欧州でハーモナイズする取組みに参加した。この EU レベルの作業は 2011 年に始まり、現在では専用ホームページ www.eu-lci.org の作成により広く入手可能になっている。

建築資材・室内装飾製品・家具は、有害な揮発性や半揮発性物質を放出する可能性があるため、通常、室内環境汚染源となる可能性がある。この状況に直面し、その汚染源からの汚染物質放出を削減するために、フランスを含む欧州各国は建築と装飾製品の各種認定手続きを提案した。この手続きで「低 VOC」の建築資材と装飾製品を特定し、消費者に奨励できるようになった。フランスでは ANSES の行った専門評価作業に基づき、規制により表示条件を規定した。

EU レベルで、共同研究センター(JRC)が建築と装飾資材から放出される VOCs の制限手順の調和を提案した。欧州各機関から成る準備グループによるこれらの調和のための提案が欧州協力行動報告書 (No. 27 in 2012) に発表された。

これに関連して最近、「最小影響濃度」の概念の調整に関し、2011 年から開始した EU 作業を促進し広めるホームページを開設した。ANSES は他の欧州機関や関係者 (AgBB[1], UBA[2], VITO[3], etc) と共にこの作業を協力して行っている。LCI は建築と装飾材料を含む消費者製品からの VOC 放出の長期暴露による健康影響の発現を防ぐために設定された限度量である。LCI は成分ごとに設定されている。

設定した LCIs 全てが含まれるホームページは、請負業者とプロジェクトマネージャーが

材料を選ぶのに役立つのはもちろん、市販されている消費者製品と、建築と装飾資材関係者全ての人のためのものである。消費者にも役立つ。

[1] Ausschuss zur gesundheitlichen Bewertung von Bauprodukten (建築製品の健康関連評価のためのドイツ委員会)

[2] Umweltbundesamt (ドイツ連邦環境局)

[3] Vlaamse Instelling voor Technologisch Onderzoek (フランダース技術研究所)

ANSES の評価

2004年、ANSESは建築材料が放出するVOCのリスク評価方法を提案するよう健康環境省に求められた。この報告書でANSESは、建築資材と装飾製品からのVOC放出の定量評価方法を提案した。2013年9月1日から、フランスで販売されている建築と装飾製品の表示が義務化されている。しかし、フランスで市販されている家具資材は現在この表示義務の対象となっていない。そのためANSESは現在、これらの製品から放出される物質の表示について省庁を支援するための専門評価を行っている。この評価は既に行われた建築と装飾資材の研究の延長であり、家具資材に適用可能な規制設定に使われるだろう。結果は2015年の夏前に発表されるだろう。

追加情報

・欧州最小影響濃度専用ホームページ

http://www.eu-lci.org/EU-LCI_Website/Home.html

・有機化合物に関する詳細記述

<https://www.anses.fr/en/content/indoor-air-pollution-volatile-organic-compounds-vocs>

2. スパイイス中のピーナッツ/アーモンドアレルギー

NOTE

d'appui scientifique et technique

de l'Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation,

de l'environnement et du travail

<https://www.anses.fr/sites/default/files/documents/NUT2015sa0068.pdf>

(フランス語)

2015年3月12日、一部のスペイン産パプリカからアーモンドが検出されRASFFへ通知された件を受けて、科学的な知見（これまで報告された検出値、分析法、閾値等）に関するQ&Aを公表。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 警告文書—アンフェタミン類似化合物関連

- Better Body Sports, LLC 4/22/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm444043.htm>

ダイエットサプリメント「Phoenix Extreme Blend」の成分のベータメチルフェニルエチルアミン (BMPEA) は食品成分でも食品添加物でもない。他の BMPEA 含有製品についても対応するように。

- Hi-Tech Pharmaceuticals, Inc.

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm444040.htm>

製品「Fastin®-XR」、「Fastin® Rapid Release」および「Lipodrene® Extended Release」の成分に *Acacia rigidula* (葉) 抽出物として BMPEA を含む。

- Human Evolution Supplements, Inc.

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm444045.htm>

製品「CORE BURNER™ PROPRIETARY BLEND」のラベルに R-ベータ-メチルフェネチルアミン塩酸 (BMPEA) が成分としてラベルに記載してある。

- Tribavus Enterprises, LLC dba iForce Nutrition 4/22/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm444041.htm>

ダイエットサプリメントとして販売されている「Conquer™」の成分に *Acacia rigidula* (葉) 抽出物として BMPEA を含む。この製品は BMPEA が *Acacia rigidula* の抽出物であると主張しているが、それを支持する根拠がない。従って BMPEA は「ハーブや植物由来の食事成分」ではない。

- Train Naked Labs LLC 4/22/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm444047.htm>

ダイエットサプリメントとして販売されている「Critical FX Proprietary Blend」と「Impact Proprietary Blend」に R-ベータ-メチルフェネチルアミン塩酸 (BMPEA) が成分としてラベルに記載してある。

2. 警告文書—その他

- KIND, LLC 3/17/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm440942.htm>

Kind Fruit & Nut Almond & Apricot、Kind Fruit & Nut Almond & Coconut などの各種スナック製品の表示やウェブサイトでの宣伝の栄養含量表示が基準違反である。「美味しく健康的」という宣伝の中で「食物繊維の良い摂取源」「ノートランス脂肪」「低ナトリウム」「抗酸化物質プラス」などを謳っているが定義を満たしていない。例えば、カロリーの 15%以上が飽和脂肪由来の製品に「ヘルシー」は使用できない、「プラス」を使うには一日参照摂取量の最低 10%を多く含まなければならないが抗酸化物質には一日参照摂取量が設定されていない、など多数。

- Joseph Timothy Smart 4/6/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm441874.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル。

- Silva Dairy, Jesse P. 4/2/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm441959.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品スルファジメトキシン。

- Vitamin Derivatives, Inc. 3/30/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm442807.htm>

認可されておらず、GRAS（一般的に安全だと認識される：generally recognized as safe）でもない飼料用添加物 1-アルファ-ヒドロキシビタミン D₃。

- Providence Dairy 4/7/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm442145.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル。

- Yummy Earth Inc 4/2/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm442130.htm>

オーガニックポップキャンディの「ビタミン C が所要量の 100%」「Yummy Earth は美味しく健康な食品を提供するためにうまれた」といった宣伝について。この製品はアスコルビン酸を添加してビタミン C を強化したものであるが、キャンディのような商品は強化の基本方針には適合せず、キャンディに「健康」のような栄養含量強調表示はできない。

3. 公示 : **Extreme Diamond 3000** には表示されていない医薬品成分が含まれる

Public Notification: Extreme Diamond 3000 contains hidden drug ingredient

04-21-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm443893.htm>

FDA の検査でシルデナフィル類似体のデスマチルカルボデナフィルとダボキセチンが検出された。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

-
- 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. **B & R Meat Processing** 社は規制値を超える亜硝酸濃度のため製品をリコール

B & R Meat Processing, Inc. Recalls Products Due to Nitrite Levels in Excess of Regulatory Limit

Apr 15, 2015

<http://www.fsis.usda.gov/wps/portal/fsis/topics/recalls-and-public-health-alerts/recall-case-archive/archive/2015/recall-062-2015-release>

B & R Meat Processing 社はハムやベーコンから規制値を超える亜硝酸濃度が検出されたとして製品をリコールしている。

2. USDA は米国のオーガニック生産者が過去最高になったことを発表

USDA Announces Record Number of Organic Producers in U.S.

April 15, 2015

<http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?contentid=2015/04/0097.xml&contentidonly=true>

USDA は、米国でのオーガニック認証業者が急増し、米国内では 19,474 件、世界では 27,814 件存在していると発表した。AMS (Agricultural Marketing Service) は 2002 年以降統計をとっており、国内のオーガニック事業者は昨年比 5% 増、2002 年の 250% になった。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. Harper 政権は食品安全ラボの効率を改善する

Harper Government Improving Efficiency of Food Safety Labs

April 13, 2015

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=962609>

保健大臣 Rona Ambrose 及び保健大臣政務次官 Cathy McLeod は、食品の安全性確保に役立つ CFIA の Burnaby ラボの改善を発表した。Burnaby ラボは食品安全情報ネットワーク (FSIN) に組み込まれ、カナダが食品由来疾患の脅威をルーチンで検出する能力を向上させるだろう。

CFIA の Burnaby ラボは、カナダでは食品回収の最大の原因であるアレルギーの検査が専門である。また微生物検査も行っており特にシーフード関連とウイルスが専門である。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. Capsig NSW – 補完医薬品 – リバイバル, 25 March 2015 での TGA のプレゼンテーション

TGA presentation given at the Capsig NSW - Complementary medicines - revival, 25 March 2015

20 April 2015

<http://www.tga.gov.au/tga-presentation-given-capsig-nsw-complementary-medicines-revival-25-march-2015>

ー補完医薬品の規制についてー

補完医薬品とは？ハーブ医薬品、伝統医薬品（アーユルベータ、中国伝統薬、その他）、ビタミン、ミネラル、栄養サプリメント、ホメオパシー、アロマセラピー、などである。ただしナチュロパスなどのプラクティショナーは規制対象ではなく、彼らが処方するものについてはTGAの管轄ではない。それらは州や地域レベルで規制される。

豪州では補完医薬品を含む全ての医薬品に関してリスクに基づいた規制を行っており、低リスク製品はARTG (Australian Register of Therapeutic Goods) にリスト化され「AUST L」番号が付与される。一方、ハイリスクの製品はARTGに登録され「AUST R」番号が付与される。それらの番号はラベルに記載されており、確認することができる。

2. 安全性警告

次の製品から、TGAの検査で表示されていないシルデナフィルが検出された。製品の写真は各ウェブサイト参照。

- 15 April 2015

Xzen 1200 capsules

<http://www.tga.gov.au/alert/xzen-1200-capsules>

Strong-SX capsules

<http://www.tga.gov.au/alert/strong-sx-capsules>

- 21 April 2015

Niu Mo Wang 'Bull Monster' tablets

<http://www.tga.gov.au/alert/niu-mo-wang-bull-monster-tablets>

Majestic Lovezone tablets

<http://www.tga.gov.au/alert/majestic-lovezone-tablets>

Black King Kong capsules

<http://www.tga.gov.au/alert/black-king-kong-capsules>

North West Wolf capsules

<http://www.tga.gov.au/alert/north-west-wolf-capsules>

USA Gold Ant capsules

<https://www.tga.gov.au/alert/usa-gold-ant-capsules>

Strong Horses capsules

<https://www.tga.gov.au/alert/strong-horses-capsules>

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 粉ミルクの供給は十分

Powdered formula supply sufficient

April 15, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/04/20150415_160106.shtml

2013年の初めに比べると小売店の粉ミルクの供給は比較的十分であるが、地域によっては不足がある。価格は安定している。今年最初の2ヶ月間で粉ミルク輸出規制違反は730件、昨年1年で5,103件だった。

2. レーズンのバッチ回収

Batch of raisins recalled

April 17, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/04/20150417_182913.shtml

食品安全センターは、二酸化硫黄を2,900ppm（基準値1,500ppm）含むため、Natural Tea Companyが販売した特定バッチのNature's Choice Raisins Golden Jumboを食べないように警告する。

● 韓国食品医薬品安全処（MFDS : Ministry of Food and Drug Safety）

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

- 2015.4.17.~2015.4.23.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27297>

- 2015.4.10.~2015.4.16.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27234>

- 2015.4.3.~2015.4.9.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27171>

2. 説明資料（連合ニュースなどの「白首鳥製品65%に偽物の白首鳥成分」記事に関連して）

食品管理総括課/健康機能食品政策課 2015-04-22

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=27270>

連合ニュースなどが2015年4月22日に報道した「白首烏製品65%に偽物の白首烏成分」という記事に対して、次のように説明する。

食品医薬品安全処は、流通している「白首烏（びやくしゅう、牛皮消 *Cynanchum auriculatum* Royle ex Wight の塊根）」を原料に製造された食品等について、*Cynanchum wilfordii* Hemsley を違法に使用しているかどうかを確認するため、指導・点検及び収去・検査を実施している。

食薬処は、4月20日、白首烏を原料にした製品を製造する全国の食品製造・加工会社256ヶ所と健康機能食品製造業者44ヶ所を対象に点検を実施している。また、韓国消費資源の検査で *Cynanchum wilfordii* Hemsley が検出された製品に対しては、暫定的に流通販売中断措置にして行政処分及び該当製品に対する回収も実施する予定である。

3. 食品医薬品安全庁、ごま油の真偽判別法を開発！

新型有害物質チーム 2015-04-23

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=27275&cmd=v>

食品医薬品安全処は、ごま油に他の食用油脂を混合して作った偽造ごま油を100%分別できるごま油真偽判別法を開発したと発表した。

開発された判別方法は‘炭素安定同位元素分析法’と‘水素核磁気共鳴分析法’を一緒に利用する方法で、ごま油固有の指標物質を利用し、分析に必要な前処理が必要ない。

‘炭素安定同位元素分析法’は、植物によって原子量が13の炭素(^{13}C)と12の炭素(^{12}C)の割合($^{13}\text{C}/^{12}\text{C}$)が異なるため、その現象を利用して、ごま油に他の植物由来の脂肪成分が含まれているのかを確認することができる方法である。

‘水素核磁気共鳴分析法’は、ごま油固有の物質であるセサモールとアルファリノレン酸の含量を核磁気共鳴方法で分析し、ごま油固有の含量と比べて差があるかどうかを基準に真偽を判別する方法である。

今回開発された判別方法は、‘不良食品根絶のための分析法開発研究事業’の一環で中央大学校前郷塾・キム・ビョンフィ教授チームが開発した。

4. 韓国紅参、朝鮮人参の国際農薬基準の設定

食品基準課/残留物質課 2015-04-20

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=27242&cmd=v>

－第47回コーデックス残留農薬部会の結果－

食品医薬品安全処は、18日のコーデックス残留農薬部会において、人参類に使われる農薬のうちマンコゼブに対して韓国が提案した基準値(MRL)がコーデックス基準値として合意されたと発表した。

※合意された基準: 水参(0.3mg/kg)、乾参及び紅参(1.5mg/kg)

本年 7 月にジュネーブで開催されるコーデックス委員会総会で最終承認されれば、輸入農産物に対してコーデックス基準を適用する EU、東南アジアなどへの輸出がさらに容易になる。

※ 人参類輸出実績

金額(千ドル) : 124,204(10)→189,305(11)→150,828(12)→174,916(13)→183,931(14)

数量(トン) : 3,298(10)→3,695(11)→4,369(12)→5,118(13)→5,839(14)

参照 : これまで韓国で使われる人参の残留農薬基準がコーデックス基準に設定されたものには、2011 年ジフェノコナゾール、2013 年アゾキシストロビンがある。

食薬処は、人参製品だけではなく他の国産農産物の輸出のために持続的に国際基準と輸出国の基準設定を推進する計画だと発表した。

5. ベンゾピレンが基準を超過して検出された「エゴマ油」の回収措置

食品管理総括課 2015-04-15

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=27208&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品製造・加工会社が製造した‘田舎エゴマ油’（食品類型：エゴマ油）製品からベンゾピレンが基準(2.0 μg/kg 以下)を超過(5.2 μg/kg)して検出されたため、販売中断及び回収措置すると発表した。

6. 都心河川、道路沿いなどの汚染の懸念地域にある野生の春ナムルの摂取に注意

農水産物安全課 2015-04-14

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=27185&cmd=v>

食品医薬品安全処は、3 月 2 日から 4 月 10 日まで全国地方自治体とともに都心河川・道路周辺など汚染懸念地域で育つ野生若菜 377 件を採取し、重金属（鉛、カドミウム）汚染を調査した結果、37 件(9.8%)で農産物重金属許容基準より高濃度の鉛、カドミウムが検出されたと発表にした。また、野山、野辺など非汚染地域でヨモギ、ナズナなど野生若菜 73 件を検査した結果、全て基準未満だった。

調査結果、汚染地域ではヨモギ（152 件）は 17 件、ナズナ（111 件）は 7 件、オノマンネングサ（28 件）は 5 件などが農産物の重金属許容基準より高かった。不合格だった若菜の鉛は最高 1.4ppm、カドミウムは最高 0.4ppm が検出された。

※2014 年度の若菜重金属汚染調査結果の計 343 件中 24 件（7.0%）で農産物重金属基準超過

※ 農産物重金属基準：ヨモギ、ナズナ、タンポポなど葉菜類（鉛 0.3 ppm 以下、カドミウム 0.2 ppm 以下）、ヒメニラ、オノマンネングサなど（鉛 0.1 ppm 以下、カドミウム 0.05 ppm 以下）

食薬処は、春に野外活動する際、都心河川、道路周辺など汚染懸念地域の野生若菜を採らないよう呼びかける。また、春に採取できるワラビなどは消化器障害を、オオバコは排尿障害などを誘発する可能性があるため、必ず調理して水で十分に晒した後に料理して摂

取しなければならない。同時に、野辺や野山などでは若菜と類似する毒草による中毒事故が発生するため注意が必要であり、若菜に対する知識や経験がなければ採取しないことが望ましい。

7. ベンゾフェノンとパーフルオロ化合物暴露量は安全なレベル

食品危害評価課 2015-04-10

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=27160&cmd=v>

食品医薬品安全処は、ベンゾフェノンとパーフルオロ化合物に対する韓国民の暴露水準を調査した結果、安全な水準だと発表した。

今回の調査は、食品、化粧品など多様な産業分野に使われて人体暴露頻度が高く、内分泌系障害などが懸念される化学物質に対する国民の暴露量を把握して、リスク評価をするための基礎資料として活用するために実施した。

ベンゾフェノンについては、性別、年齢を考慮して人口構成比によって 2,000 人を対象にベンゾフェノン 6 種に対して尿中含量を調査した。

※ 調査対象ベンゾフェノン 6 種：ベンゾフェノン-1、ベンゾフェノン-2、ベンゾフェノン-3、ベンゾフェノン-4、ベンゾフェノン-8、4-ヒドロキシベンゾフェノン

パーフルオロ化合物については、2011 年から成人と青少年、子供約 777 人を対象に血中濃度とこれらをしばしば含む食品約 50 種の含量を調査した。

※ 調査対象パーフルオロ化合物 17 種：PFOS、PFOA などパーフルオロ化合物誘導体

※調査対象者：2011 年：成人 299 人、2012 年：子供及び成人 178 人、2014 年：学生 300 人
ベンゾフェノン

6 種の平均検出率は 34.6%で、全体濃度は $9.85 \mu\text{g/l}$ で性別と年齢による大きな違いはなかった。

ベンゾフェノン-1(検出率:59.6%)、ベンゾフェノン-2(検出率:2.94%)、ベンゾフェノン-3(検出率:24.7%)、ベンゾフェノン-4(検出率:14.4%)、ベンゾフェノン-8(検出率:11.5%)、4-ヒドロキシベンゾフェノン(検出率:94.6%)の平均濃度は、順に 1.20、0.33、6.19、1.37、0.43、 $0.33 \mu\text{g/l}$ だった。

ベンゾフェノン類の中でも最も多く使用されているベンゾフェノン-3 は、調査対象者 4 人中 1 人の割合で尿から検出され、平均濃度も一番高かった。ベンゾフェノン-1 と 4-ヒドロキシベンゾフェノンは、尿中平均濃度は高くないが検出率が高かった。これはベンゾフェノン-3 の代謝体だからと判断された。

韓国民のベンゾフェノン-3 の暴露量は、米国 CDC の国民健康栄養調査結果(2010)の $22.3 \mu\text{g/l}$ と比べると約 1/4 で、ベルギー、中国とは同等水準であった。

ベンゾフェノン 6 種の総量で安全性を評価した結果、許容量(TDI)の 0.7%以下で、ベンゾフェノン及び代謝体暴露による健康影響の懸念はないと評価された。

パーフルオロ化合物

血中からは PFOS と PFOA が主に検出され、諸外国で報告されたように年齢が高いほど

増加した。

血中 PFOS 濃度は、年齢別で 6~12 歳(6.58 μ g/l)、13~19 歳(3.57 μ g/l)、20 代(6.10 μ g/l)、30 代(7.83 μ g/l)、40 代(11.5 μ g/l)、50 代(15.8 μ g/l)、60 代(21.0 μ g/l)であり、血中 PFOA 濃度は年齢別で 6~12 歳(5.15 μ g/l)、13~19 歳(2.82 μ g/l)、20 代(4.99 μ g/l)、30 代(6.04 μ g/l)、40 代(8.23 μ g/l)、50 代(10.2 μ g/l)、60 代(11.1 μ g/l)で青少年期以後高くなった。これはパーフルオロ化合物が難分解性物質で残留性が高く体内に蓄積される可能性があるためである。

食品中のパーフルオロ化合物濃度は、2011 年から 2014 年まで実行した研究で PFOS は不検出~2.10 μ g/kg、PFOA は不検出~3.04 μ g/kg だった。

食品モニタリングによるパーフルオロ化合物の安全性を評価した結果、TDI に対して PFOS は 1.67%以下、PFOA が 0.30%以内で非常に安全な水準であった。

8. 食品異物申告、継続的な減少傾向

食品管理総括課 2015-04-09

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=27144&cmd=v>

食品医薬品安全処は、2014 年食品異物発生内訳を分析した結果、2013 年に比べて申告件数は小幅減、2011 年以後は毎年継続的に減少する傾向であると発表した。

※ 異物発見申告件数 (件) : '11 年 7,419 → '12 年 6,540 → '13 年 6,435 → '14 年 6,419

これは異物低減化のための食品会社異物報告義務化('10)以降、食薬処と地方自治体の原因調査、製造現場での異物最小化のための政府の支援、業界の異物混入再発防止のための工程改善努力などの結果と判断される。

昨年申告された異物は虫、かび、金属などの順序で、異物発生率の高い食品は麺類、お菓子類、コーヒー、パン・コメ製品及び餅類などの順序だった。

〈異物種類別分析現況〉

○ 異物の種類では、虫(2,327 件、36.3%)>かび(667 件、10.4%)>金属(433 件、6.7%)>プラスチック(316 件、4.9%)>硝子(101 件、1.6%)の順序であった。

○ 虫異物は 7~11 月(60.3%)に集中して発生し、原因調査の結果、消費・流通段階(233 件、10%)で混入されたと判定された場合が製造段階(96 件、4.1%)より多かった。食品保管及び取り扱い過程の中で不注意によって大部分が発生することで確認された。

○ かび異物は 7~10 月(48.9%)に集中して発生し、原因調査の結果、消費・流通段階(222 件、33.3%)が製造段階(86 件、12.9%)より多かった。これは流通の中で主に容器・包装破損またはふたなどに外部空気が流入して発生したり、冷蔵保管食品を室温で保管するなど食品を不適切な方法で保管することによって発生したと把握された。

○ 金属、プラスチックは消費・流通段階より製造段階で混入された事例が多かった。これは製造施設または附属品の一部が剥落したり製造中に食品容器などの破片が食品に混入されたと考えられる。

※ 金属: 製造段階(35 件、8.1%)、消費・流通段階(15 件、3.3%) ; プラスチック: 製造段階

(40件、12.7%)、消費・流通段階(15件、4.7%)

○硝子は消費・流通段階(9件、8.9%)が製造段階(6件、5.9%)よりやや多かった。

〈食品種類別分析現況〉

○食品種類別異物発生率は、麺類(910件、14.2%)>菓子類(735件、11.5%)>コーヒー(723件、11.3%)>パン・米菓子及びもち類(506件、7.9%)>飲み物類(493件、7.7%)の順序だった。

○麺類、コーヒー、飲み物類で発生した異物は、消費・流通段階が製造段階より多く、菓子類、パン・米菓子及びもち類で発生した異物は、製造段階が消費・流通段階より多かった。

○麺類、コーヒー、飲み物類は、主に流通中に包装損傷によるかび発生や虫流入が多かった。菓子類、パン・米菓子及びもち類の製造段階混入原因は、主に製造過程の衛生管理不適で、髪の毛、紐などが混入したり、乾燥処理不十分及び包装紙密封不良などによるかび発生と判断される。

※ 麺類：消費・流通段階(79件、8.7%)、製造段階(19件、2.1%)；コーヒー：消費・流通段階(43件、5.9%)、製造段階(2件、0.3%)；飲み物類：消費・流通段階(127件、25.8%)、製造段階(20件、4.1%)；菓子類：製造段階(119件、16.2%)、消費・流通段階(55件、7.5%)；パン・米菓子及びもち類：製造段階(114件、22.5%)、消費・流通段階(32件、6.3%)

〈異物混入防止食品保管要領〉

○異物申告の大部分を占める虫やかび異物を防止するためには、製品の包装状態を几帳面に観察してから購入しなければならない。また、主にビニール類で包装される食品である麺類、菓子、コーヒー、シリアルなどは、コメ虫や青虫が製品の包装の隙間から侵入できるので密閉容器に保管したり冷蔵・冷凍室などに低温保管しなければならない。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は人々に対し、強力な化合物を含む 5 つの違法性機能増強用製品がオンラインで販売されていたことを警告

HSA Alerts Public to Five Illegal Sexual Enhancement Products Sold Online Found to Contain Potent Chemical Ingredients

21 APRIL 2015

http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/Press_Releases/2015/hsa-alerts-public-to-five-illegal-sexual-enhancement-products-sold-online.html

製品名は「STARKRx PERFORMANCE ENHANCER」、 「MAXIMUM STRENGTH

SEXUAL ENHANCER」および「FORTA PLUS for Men」で、シルデナフィル、ノルタダラフィル、リグノカインが検出されている。これらの製品の使用による有害反応報告は受け取っていないが、HSA はこれらを販売していた 33 才男性を調査中である。製品の写真はダウンロード可能な pdf ファイルに掲載されている。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に掲載されている情報をお知らせします。）

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、「潤餅皮」に対する検査の進捗状況を説明
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240010491>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、非食用レベルの炭酸マグネシウムが食品に混入されていた事案について調査中である旨公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240020491>
- フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)、核果蒸留酒の汚染の監視結果を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240040469>
- 台湾衛生福利部、台湾の約 3 割の人がトランス脂肪酸を知らないとする調査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240260492>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、豆製品のサンプリング検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240300493>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、マイコトキシン T-2 トキシン及び HT-2 トキシンへの消費者の暴露に関する第二回トータル食品調査(EAT2)の結果を EFSA が決定した新たな TDI を参照し再評価する申請に関する報告書を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240420475>
- 香港食物環境衛生署食物安全センター、腊味と食品安全について情報提供
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240660482>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、清明節用の食品のサンプリング検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240850493>
- 台湾衛生福利部、台湾人のカルシウム摂取量が全体的に不足している旨公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04240940492>

ProMED-mail

- 原因不明の病気ーナイジェリア: (ON) 致死、失明、情報求む

Undiagnosed illness - Nigeria: (ON) fatal, blindness, RFI

2015-04-18

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3306299>

[1]Date: Thu 16 Apr 2015 Source: Sahara Reporters [edited]

Ondo 州 Irele 地方政府地域の Ode Irele に住む 25 人以上が奇妙な病気になった。コミュニティのリーダー Ayodele Omole への電話インタビューによると、この奇病は 2015 年 4 月 15 日水曜日の朝に発生し、住民はパニックになっている。州の保健当局はアウトブレイクを確認しているがエボラではないとしている。原因は不明だが多くの住人が悪霊の仕業だと話している。水曜日に何人かが目が見えなくなり、まもなく死亡した。16 日木曜日の朝までに 25 人以上が死亡した。多くの人々が感染を恐れて死体をそのままにしている。目が見えなくなるだけでなく、犠牲者の舌が異常に膨らみ話すこともできなくなり 2~3 時間で死亡する。住人は悪霊が原因なので祈祷師が来ることを希望している。最近祭壇の一部が壊され聖なるものの一部が盗まれたので村の神が怒っているのだという。死者に下痢や嘔吐はなく、頭痛や目が見えないなどの神経症状が出ている。原因は調査中である。

[2]Date: Thu 16 Apr 2015 Source: Daily Post [edited]

Ondo 州の Ikale コミュニティで謎の病気で少なくとも 14 人が死亡した。先住民の Taiwo Erukusi 氏によると、コミュニティの人たちは感染を恐れて死者に触れず混乱している。死者の数は 14 人や 19 人とも言われている。

[3]Date: Fri 17 Apr 2015 Source: Sahara Reporters [edited]

病院の医療チームによると、この症状の原因は犠牲者が食べた（特定できていない）種子の中毒ではないかと疑っている。病院での活動を指導している医師の Dr Sanni によると、5 人の患者が頭痛、軟便、突然の失明、話したり聞いたりしにくくなるといった症状で、検査では全ての患者が高血圧で頭蓋内圧が高い兆候がある。患者は全て男性中年で同時期に発症した。2 人は死亡、残り 3 人は医師の助言に逆らって退院したが、そのうち 1 人は自宅で死亡したという未確認情報がある。現在実際の被害者数を確認中である。被害者の血液と脳脊髄液は分析のためラゴス大学教育病院に送られた。

（編集者の注ではメタノールも疑われている。キニーネ中毒による失明という報告もある）

- 原因不明の病気 ナイジェリア（第 2 報）：(Ondo)致死、失明、更新

Undiagnosed illness - Nigeria (02): (Ondo) fatal, blindness, update

2015-04-19

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3308400>

Date: Sat 18 Apr 2015 Source: Premium Times [edited]

検査の結果、Ode-Irele の奇病はエボラではないことが確認された。死者は少なくとも 28 人いる。

- 原因不明の病気 ナイジェリア（第 3 報）：(Ondo)致死、失明、更新

Undiagnosed illness - Nigeria (03): (ON) fatal, blindness, update

2015-04-20

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3308601>

[1]Date: Sun 19 Apr 2015 Source: The Guardian Nigeria, AFP (Agence France-Presse)

report [edited]

WHO スポークスマン Gregory Hartl が日曜日（4月19日）に現在の仮説は除草剤が原因ではないかというものであるとツイートした。

[2]Date: Sun 19 Apr 2015 Source: Premium Times [edited]

Ondo 州政府は、4月15日以降 10人以上を死亡させた奇病は伝染性ではないと述べた。健康コミッショナーAdeyanju 氏によると、被害者はプロのオートバイ運転者で、集まってアルコールに根やハーブを混合したものを飲んでいて、全ての犠牲者からアルコール毒素が検出されている。看護している人で病気が伝染した人はいない。被害者 23人中 18人は死亡し、残り5人は現在目が見えないが、さらなる検査のため University Teaching Hospital にいる。Adeyanju 氏は、誰かが神のものを盗んだからだと信じている伝統主義者には賛同していない。

● 原因不明の病気 ナイジェリア（第4報）：(ON)致死、失明、メタノール中毒

Undiagnosed illness - Nigeria (04): (ON) fatal, blindness, methanol poisoning

2015-04-26

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3323206>

Date: Mon 20 Apr 2015 Source: Premium Times [edited]

ナイジェリア政府は、Ondo 州の奇病が農薬によると主張した WHO による初期評価に反論し、原因は「メタノール中毒」だと言う。月曜日（2015年4月20日）に、18人が死亡したこの病気は制御下にあると政府は述べた。過去 100 時間、新規症例はなく、72 時間以内に新たな死亡者はいない。政府はアウトブレイクに関係した特に毒性の高いメタノールについて調査している。

WHO の広報担当である Gregory Hartl が「現在の仮説は除草剤が原因であるというものである」と (twitter で) 言った。世界の保健団体の担当者が Irele の町を訪れ、州の保健長官 Dayo Adeyanju は若者がアルコールと地元のハーブを混ぜて飲み、それがメタノールを含み有毒だったという。政府は人々にジンと地元のハーブを混ぜて飲んではいけないと啓発を開始した。アルコールの由来がわからなくなる。また政府は地元のジン"Ogogoro"を飲むのを止めるように住人に助言した。Adeyanju は調査の結果は公表すると約束した。WHO の Akinola Fatigerun は犠牲者の死因は農薬ではなくメタノールと Adeyanju 氏の立場を確認した。

コミュニティのリーダーである Moses Enimade は、この病気は神に対する冒瀆に神が罰を与えたのではなく、エボラでもないと主張した。

EurekAlert

● **ダイエタリーサプリメントはがんリスクを増やすことが示された**

Dietary supplements shown to increase cancer risk

20-Apr-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-04/uocd-dss041415.php

AACR (American Association for Cancer Research) の 2015 年次会合で発表されたコロラド大学がんセンターの Tim Byers らの研究。必要以上にダイエタリーサプリメントを使用している人のがん発症率が高い傾向がある。サプリメントは栄養のある食事の代わりにはならず、必要なビタミンやミネラルは健康的な食事から摂れる。過剰なビタミンやミネラルはむしろ有害である。

- サツマイモは天然に「遺伝子組換え」されている

Sweet potato naturally 'genetically modified'

21-Apr-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-04/gu-spn042115.php

PNAS (Proceedings of the National Academy of Sciences) に発表された UGent と国際ジャガイモ研究所の発見によると、世界中のサツマイモは自然にアグロバクテリウム由来の遺伝子を含む。外来 DNA を含むため「天然 GMO」とみなすことができる。

調べた栽培品種 291 に外来遺伝子配列が存在し、一部の野生の関連種にも存在した。またその配列はサツマイモの中で活動していて、それが農家の好むサツマイモのポジティブな性質の一部であることを示唆する。植物や動物のゲノムに細菌や真菌やウイルスの DNA が見つかったのはこれが初めてではない。このような「水平遺伝子伝達」の例は増えている。

- BPA の新生児へのリスクはこれまで信じられていたより小さいかもしれない

BPA risk to newborns may be smaller than previously believed

23-Apr-2015

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-04/jhub-brt042115.php

The Journal of Pediatrics に 4 月 23 日発表された Johns Hopkins Bloomberg 公衆衛生大学院の研究者らの研究。2012 年 12 月から 2013 年 8 月までの間に 44 人の満期で生まれた赤ちゃんの尿を生後 3~6 日の間に一度、7~27 日の間にもう一度集めて、遊離の BPA とグルクロン酸抱合 BPA を測定した。その結果、尿から遊離の BPA は検出されなかったがグルクロン酸抱合 BPA は 70%以上から検出された。このことは乳児が BPA を不活性化形に代謝できることを示す。さらに乳児が母乳を与えられているか、ほ乳瓶でミルクを与えられているか、その混合であるかで BPA に差はなく、食事以外の暴露源がある可能性を示唆する。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室